

練馬区公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱

平成24年7月19日

24練総経第329号

(趣旨)

第1条 この要綱は、練馬区(以下「区」という。)が発注する工事の施工を請け負う中小企業等に新たな資金調達の道を開くため、請負者が保有する工事代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、区が工事契約約款第4条第1項ただし書の規定に基づき工事代金債権の譲渡(以下「債権譲渡」という。)の承諾をする際の必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 区が債権譲渡を承諾する工事は、つぎのいずれにも該当する工事とする。

請負金額(債権譲渡の承諾の申請時において、契約変更により請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額)が1,000万円以上の建設工事であること。

練馬区契約事務規則(昭和39年9月練馬区規則第6号。以下「規則」という。)第49条第1項に規定する前金払の支払の有無にかかわらず、工事の進捗率が前金払相当割合(前金払として支払うことができる契約金額の割合をいう。以下同じ。)を概ね超えていること。

規則第49条の2の規定による中間前金払または規則第50条の規定による部分払の支払がなされている場合は、工事の進捗率が、前金払相当割合に中間前金払相当割合(中間前金払として支払った契約金額の割合をいう。以下同じ。)または部分払相当割合(部分払として支払った契約金額の割合をいう。以下同じ。)を概ね超えていること。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、債権譲渡を承諾しない。

債権譲渡承諾依頼書(第1号様式)の提出時期が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

請負者が工事契約約款第43条第1項各号に該当するため、債権譲渡を承諾することが不相当と認められる場合

一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合

前3号のほか、請負者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を承諾することが不相当と認められる場合

(債権譲渡人および債権譲受人)

第3条 区が債権譲渡を承諾する請負者(以下「債権譲渡人」という。)は、つぎの条件を全て満たしていなければならない。

つぎのいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者(以下「中小企業者」という。)

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画がある場合

つぎのいずれにも該当していないこと。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをし

た場合

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法(平成17年法律第86号)第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

過去2年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

2 区が債権譲渡を承諾できる工事代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、株式会社きらぼし銀行とする。

(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第4条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、工事契約約款第30条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に対応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払および部分払の金額ならびに当該工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事契約約款第46条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既済部分に対応する請負金額から前金払、中間前金払および部分払の金額ならびに当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増額または減額された場合の工事代金債権の額は、契約変更により増額または減額された後の額とする。

(債権譲渡承諾事務の分掌)

第5条 債権譲渡の承諾に関する事務は、総務部経理用地課(以下「経理用地課」という。)が行う。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 債権譲渡人および債権譲受人は、経理用地課に事前協議を行った上で、共同して下記の書類を添えて債権譲渡の承諾を申請しなければならない。

債権譲渡承諾依頼書 3通

公共工事代金債権信託契約書の写し 1通

発行日から3か月以内の債権譲渡人および債権譲受人の印鑑証明書 各1通

工事履行報告書(第2号様式) 1通

当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。)に押印されている使用印または代理人印(以下「使用印等」という。)である場合は、当該受付票の写し 1通

下請負人に対する支払計画書(第3号様式)(債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合に限る。) 1通

契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険または保証約

款等により当該保険会社または保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（保険または保証約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。） 1通

- 2 前項第3号の申請書類は、他の工事の債権譲渡承諾の申請を行っている場合において、本申請の3か月以内に発行された印鑑証明書が提出されているときは提出を要しない。
- 3 債権譲渡の承諾の申請は、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して経理用地課に第1項各号の書類を持参することにより行うものとする。ただし、共同して持参できない場合は、債権譲渡人および債権譲受人のいずれかの委任状（第4号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。

（債権譲渡の承諾基準）

第7条 前条により申請を受けた経理用地課は、つぎの点について確認する。

申請に係る工事が、第2条第1項各号の条件を満たしていること。

債権譲渡人が、第3条第1項各号の条件を満たしていること。

債権譲渡承諾依頼書が、つぎの事項の全てを満たすこと。

ア 同じものが3通提出されていること。

イ 必要事項の全てが記載されていること。

ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号または名称および代表者職氏名が契約書と一致していること。

エ 債権譲渡人が使用した印が、印鑑証明書または受付票に押印されているものと一致していること。

オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名および使用した印が印鑑証明書と一致していること。

カ 支払済の前金払、中間前金払および部分払の金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

キ 建設共同企業体案件にあっては、建設共同企業体の名称および代表者ならびに建設共同企業体の構成員の所在地、商号または名称および代表者職氏名の記載があり、使用した印が建設共同企業体協定書と一致していること。

公共工事代金債権信託契約書がつぎの事項の全てを満たすこと。

ア 債権譲渡人および債権譲受人の記載が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

イ 債権譲渡人および債権譲受人の印影が印鑑証明書と一致すること。

ウ 譲渡対象債権が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

エ 建設共同企業体案件にあっては、建設共同企業体の名称および代表者ならびに建設共同企業体の構成員の所在地、商号または名称および代表者職氏名の記載があること。

発行日から3か月以内の印鑑証明書が提出されていること。

当該工事の進捗率が、第2条第1項第2号および第3号に規定する割合を概ね超えていること。

下請負人に対する支払計画書において、債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合は、支払計画書に下請企業として中小企業者が存在することが確認でき、当該中小企

業者に対して代金支払の予定があること。

契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険または保証約款等により当該保険会社または保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するつぎのものが提出されていること。

ア 保険会社または保証会社の承諾書の内容が、役務保証特約付ではない履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 区に提出済の保険または保証証券等および保険または保証約款等と承諾書の記載内容が一致していること。

(債権譲渡の承諾)

第8条 経理用地課は、債権譲渡の承諾に係る事前協議を受けたときは、工事主管課にその旨を連絡し、前金払等の支払い状況等を確認する。

2 第6条第1項の規定により提出された申請書類を前条の承諾基準により審査し、問題がない場合は、工事主管課長の協議を得て、債権譲渡の承諾について意思決定をし、債権譲渡整理簿(第5号様式)に必要事項を記載する。

3 債権譲渡承諾書3部に公印および確定日付印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、残りの債権譲渡承諾書およびその他の申請書類は、第13条の規定による工事代金の請求があるまでの間、第6条の規定により提出された申請書類とともに経理用地課で保管する。

4 前3項の規定による債権譲渡の承諾手続は、第6条第1項の規定による申請書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第7条の承諾基準を満たさない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合には、工事主管課長の協議を得て、債権譲渡の不承諾について意思決定し、不承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書(第6号様式)2通に公印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付する。

3 第6条の規定により提出された申請書類は、前項の手続後に経理用地課で保管する。

4 第1項および第2項の規定による債権譲渡の不承諾手続は、第6条第1項の規定による申請書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。

(出来高査定)

第10条 信託契約に基づく工事の出来高査定は、債権譲受人が行うものとする。

2 債権譲受人は、前項の出来高査定のため工事現場への立入り等が必要である場合は、工事出来高査定協力申出書(第7号様式)を経理用地課に提出するものとする。

3 経理用地課は、前項の工事出来高査定協力申出書を受理したときは、速やかに工事主管課に送付するものとする。

4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

第11条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変

更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡人および債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書(契約変更用)(第8号様式)を作成の上、経理用地課に提出するものとする。
- 3 工事代金債権計算書(契約変更用)は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書および契約変更に伴う承諾書により記載内容を確認した上で受理する。
- 4 工事代金債権計算書(契約変更用)を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日および当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載し、第8条第3項の書類とともに経理用地課で保管する。

(契約解除の場合の取扱い)

第12条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等その他の理由により契約が解除された場合、区は第4条第1項ただし書により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約解除用)(第9号様式)を作成の上、経理用地課に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- 3 工事代金債権計算書(契約解除用)は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書および契約変更に伴う承諾書等により記載内容を確認した上で受理する。
- 4 工事代金債権計算書(契約解除用)を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日および契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載し、第8条第3項の書類とともに経理用地課で保管する。

(工事代金の請求)

第13条 債権譲受人は、契約書に定められた検査その他の所定の手続を経て、請負金額および部分払の金額(以下「請負金額等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

- 2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負金額等の支払を区に請求するときには、工事代金請求書(第10号様式)を経理用地課に提出するものとする。
- 3 前項の工事代金請求書は、第8条第3項、第11条第4項および前条第4項の規定により経理用地課で保管していた書類とともに工事主管課へ送付するものとする。
- 4 前項の規定により工事代金請求書等の送付を受けた工事主管課は、工事代金債権の金額を確認の上で工事代金債権の支払先を債権譲受人に変更し、支出命令の手続を行うものとする。

(指名選定等における留意事項)

第14条 債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

付 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

付 則(平成30年4月16日30練総経第58号)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

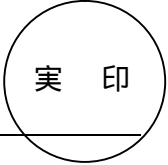
年 月 日

練馬区長 殿

(譲渡人)債権譲渡人
所在地
商号または名称
代表者職氏名



(譲受人)債権譲受人
所在地
名称 株式会社 きらぼし銀行
代表者職氏名



(担当者)職・氏名

T E L

債権譲渡人(以下「譲渡人」という。)が練馬区(以下「区」という。)との間で締結された下記工事請負契約書(以下「工事請負契約」という。)に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人(以下「譲受人」という。)に、譲渡人と譲受人との間で締結された 年 月 日付け信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、工事請負契約書第4条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払につきましては、後日通知する振込口座にお振込みくださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の受託者の債務は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第30条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払および部分払の金額ならびに工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事契約約款第46条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払および部分払の金額ならびに請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

工 事 名	_____		
工 事 場 所	_____		
契約締結日	年 月 日		
工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
請負代金額	金 _____ 円	[申請日現在]	
支払済前金払額	金 _____ 円		
支払済中間前金払額			
および部分払額	金 _____ 円		
債権譲渡額	金 _____ 円	[申請日現在見込額]	
=	-	-	

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、の請負代金額は変更契約後の金額とします。この場合、譲渡人および譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

2 譲渡人は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動または設定等がなされていないことを申し添えます。

- 3 譲渡人および譲受人は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し、または質権を設定し、その他債権の帰属ならびに行使を害する行為は行いません。
- 4 譲渡人の下請企業等の保護に関しては、譲渡人が責任をもって行い、区には一切御迷惑をおかけいたしません。
- 5 譲渡人および譲受人は、本債権譲渡が、譲渡人の当該工事の施工に必要な資金の調達または譲渡人の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、区が本債権譲渡を承諾するものであることを承知しております。
- 6 譲渡人と譲受人との間の取引に関し必要な既成部分の確認は、譲渡人および譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 7 譲渡人および譲受人は、工事請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、譲渡人は工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する譲受人の連絡先および担当者

所 属 _____
 職・氏名 _____
 電話番号 _____

第 号
 年 月 日

(譲渡人) _____ 御中
 (譲受人) 株式会社 きらぼし銀行 御中

債権譲渡承諾書

上記の譲渡対象債権の譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって譲受人に対抗できる旨および下記事項について異議を留めて、工事請負契約第4条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾により、工事請負契約に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、またはこれに質権を設定し、その他債権の帰属および行使を害すべきことをしてはならない。
- 2 発注者が支払う請負代金額は、発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 3 発注者は、債権譲渡後も譲渡人との協議のみにより、工期、契約金額その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は発注者に対して異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら譲渡人と譲受人との間において解決されなければならない。
- 4 譲渡人および譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

発注者(練馬区長) _____

確定日付印欄	
--------	--

工事履行報告書

工 事 名			
工 期			
請 負 金 額			
支払済前金払等	前金払額	金	円
	中間前金払額	金	円
	部分払額	金	円
	計	金	円（請負代金額に対する割合 %）
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予 定 工 程 % ()は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年 月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
（記載欄）			

（備考）必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

下請負人に対する支払計画書

年 月 日

練馬区長 殿

請負者
所在地

名 称

代表者職氏名

印

工事名

契約金額

債権譲渡により得られる資金は、今後、上記工事の履行に関して、以下の下請負人に対する支払に利用する予定です。

整理番号	今後支払予定額		支 払 先	
	月 旬	金 額	(名称 / 所在地 / 電話等)	
		千円	(名 称)	
			(所在地)	
			(電 話)	
			中小企業者である	中小企業者でない
		千円	(名 称)	
			(所在地)	
			(電 話)	
			中小企業者である	中小企業者でない
		千円	(名 称)	
			(所在地)	
			(電 話)	
			中小企業者である	中小企業者でない
		千円	(名 称)	
			(所在地)	
			(電 話)	
			中小企業者である	中小企業者でない
		千円	(名 称)	
			(所在地)	
			(電 話)	
			中小企業者である	中小企業者でない
		千円	(名 称)	
			(所在地)	
			(電 話)	
			中小企業者である	中小企業者でない
		千円	(名 称)	
			(所在地)	
			(電 話)	
			中小企業者である	中小企業者でない

(注意)

「今後支払い予定額」欄の「月旬」部分は、以下の区分によりご記入ください。

上旬: 1～10日 中旬: 11～20日 下旬: 21～月末

「支払先」では、支払先が中小企業基本法第2条に定める中小企業者である場合は「中小企業者である」欄に を、そうでない場合は「中小企業者でない」欄に をしてください。

第4号様式（第6条関係）

委 任 状

年 月 日

練馬区長 殿

所 在 地

商号または名称

代表者職氏名 _____ 印

1 工 事 名 _____

2 請負代金額 金 _____ 円

私は、所 在 地

商号または名称

代表者職氏名

を代理人と定め、上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限を委任します。

譲渡人が委任者の場合、印は使用印も可とする。

譲渡人がJVの場合は代表構成員の名義で行うものとする。

債権譲渡不承諾通知書

（債権譲渡人） _____ 御中

（債権譲受人） 株式会社 きらぼし銀行 御中

練馬区長



_____年 ____月 ____日付けで依頼のあった下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、
下記のとおり承諾できませんので通知します。

記

1 債権譲渡承諾依頼のあった工事

契約番号 _____

工事件名 _____

工事場所 _____

契約締結日 _____年 ____月 ____日

2 承諾しない理由

第7号様式（第10条関係）

工事出来高査定協力申出書

年 月 日

練馬区長 殿

所在地

名 称

株式会社 きらぼし銀行

実 印

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号にて債権譲渡を承認された下記工事について、信託契約に基づき、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認を行うために、工事現場への立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1 契約番号 _____

2 工事件名 _____

3 工事場所 _____

4 請負者（債権譲渡人） _____

5 現場立入り希望日時

_____年 月 日 時 分 から _____時 分 まで

6 現場立入り予定者氏名

7 連絡先 担当者職・氏名 _____

電 話 _____

第8号様式(第11条関係)

工事代金債権計算書(契約変更用)

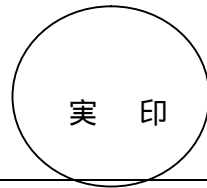
年 月 日

練馬区長 殿

(甲)債権譲渡人
所在地
商号または名称
代表者職氏名



(乙)債権譲受人
所在地
名称
代表者職氏名



株式会社 きらぼし銀行

(担当者)職・氏名

T E L

年 月 日付けで協議を受け、承諾した下記の工事の契約変更により、工事代金債権が変更されたので提出します。

記

1 契約番号	_____
2 工事件名	_____
3 契約締結日	_____年 月 日
4 債権譲渡承諾日	_____年 月 日
5 契約変更承諾日	_____年 月 日
6 工事代金債権	
当初請負金額	金 _____ 円
支払済前金払額	金 _____ 円
支払済中間前金払額	
および部分払額	金 _____ 円
当初債権譲渡額	金 _____ 円
契約変更額	金 _____ 円(減額の場合は、表示とする)
債権譲渡額	金 _____ 円〔 _____年 月 日現在見込額〕
=	- - +

第9号様式（第12条関係）

工事代金債権計算書（契約解除用）

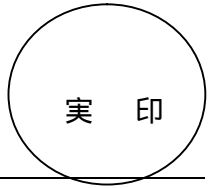
年 月 日

練馬区長 殿

(甲) 債権譲渡人
所在地
商号または名称
代表者職氏名



(乙) 債権譲受人
所在地
名称
代表者職氏名



株式会社 きらぼし銀行

(担当者) 職・氏名

T E L

下記の工事に関し、年 月 日付け 第 号に基づく解除により、
工事代金債権が変更されたので提出します。

記

- 1 契約番号 _____
- 2 工事件名 _____
- 3 契約締結日 _____ 年 月 日
- 4 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日
- 5 契約解除日 _____ 年 月 日
- 6 工事代金債権
 - 請負代金額（契約解除日現在） 金 _____ 円
 - 支払済前金払額（債権譲渡人） 金 _____ 円
 - 支払済中間前金払額 _____
 - および部分払額（債権譲渡人） 金 _____ 円
 - 出来高額（ % ） 金 _____ 円
 - 契約解除違約金
（ = { - } × 10% ） 金 _____ 円
 - 債権譲渡額 金 _____ 円
 - = - - -

工事代金請求書

____年 月 日

練馬区長 殿

所在地
(債権譲受人) 名称
代表者職氏名

実印

____年 月 日付けの債権譲渡承諾書に係る工事代金債権について下記のとおり
請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

ただし、_____の代金として

(内訳)

請負金額	金 _____ 円
支払済前金払額	金 _____ 円
支払済中間前金払額	
および部分払額	金 _____ 円
履行遅滞の場合における損害金等	金 _____ 円
今回請求金額	金 _____ 円
=	- - -

2 債権譲渡の承諾を受けた工事請負契約の内容

承認番号 _____

契約番号 _____

工事件名 _____

請負者(債権譲渡人) _____